

伊万里市子ども第三の居場所きらら条例をここに公布する。

令和6年3月25日

伊万里市長 深 浦 弘 信

# 伊万里市条例第 1 号

## 伊万里市子ども第三の居場所きらら条例

(設置)

第 1 条 本市は、生活や学習等の環境に課題を抱える子どもに対し、家でも学校でもない安心して過ごせる居場所を提供することにより、将来の自立に向けた生き抜く力の育成を図るため、伊万里市子ども第三の居場所きらら（以下「きらら」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

(名称、位置及び定員)

第 3 条 きららの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊万里市子ども第三の居場所 きらら	伊万里市立花町 3 3 8 2 番地 2

2 きららにおける次条第 1 号に規定する事業の定員は、20 人とする。

(事業)

第 4 条 きららの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 子どもに対する生活習慣の形成及び学習の支援に関すること。
- (2) 子どもに係る相談支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どもの自立に向けて必要な事業に関すること。

(利用時間及び休所日)

第5条 きららの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 利用時間 午前9時から午後6時まで
  - (2) 休所日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで
- （利用の要件）

第6条 第4条第1号に規定する事業を利用することができる者は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

- (1) 家庭環境に課題がある子ども
  - (2) 家庭又は学校に居場所がなく不安や悩みを抱える子ども
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める子ども
- （利用の許可）

第7条 第4条第1号に規定する事業を利用しようとする子どもの保護者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

（利用料）

第8条 きららの利用料は、無料とする。

（指定管理者による管理）

第9条 きららの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) きららの利用の許可に関する業務
- (2) 第4条に規定する事業の運営に関する業務
- (3) きららの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、きららの管理運営に関し市長が必要と認める業務

（準用）

第11条 第7条の規定は、第9条の規定により指定管理者にきららの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例に関し指定管理者の指定に必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。